

【別紙】独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）（抄）

（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲）</p> <p>第二十六条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の二に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）その他常時使用する従業員の数が百人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたも</p>	<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲）</p> <p>第二十六条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の二に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）その他常時使用する従業員の数が百人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたも</p>

の及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。次号及び第四号において同じ。

）の処理に要する費用（第三号から第五号までに掲げる費用を除く。次号において同じ。）

二 個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用

五 **ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定に基づく処分等措置（同法第十二条第一項に規定する処分等措置をいう。）に要する費用**

の及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。次号及び第四号において同じ。

）の処理に要する費用（第三号及び第四号に掲げる費用を除く。次号において同じ。）

二 個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用

（新設）